# 元号法 （昭和五十四年法律第四十三号）

##### １

元号は、政令で定める。

##### ２

元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

# 附　則

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

##### ２

昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。